

令和3年度税制改正後の海運関係税制一覧

項目	制度の概要	適用期間								
<p>1. トン数標準税制(海上運送法第38条に規定する課税の特例)</p> <p>法令集</p>	<p>【2009.4.1～2013.3.31】</p> <p>対象事業者:船舶運航事業者(国交省に届出・報告をしている事業者)のみ 適用(拘束)期間:5年間 対象船舶:日本船舶のみ(100N/T当たり1日当たりのみなし利益は下表)</p> <p>要件</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本船舶を5年間で2倍以上 毎年度、日本船舶1隻当たり1名以上の日本人船員を養成 毎年度、日本船舶1隻当たり4人以上の日本人船員を確保 日本人船員を減少させない <table border="1" data-bbox="896 418 1241 613"> <tr> <td>～1,000N/T</td> <td>¥120</td> </tr> <tr> <td>1,000～10,000N/T</td> <td>¥90</td> </tr> <tr> <td>10,000～25,000N/T</td> <td>¥60</td> </tr> <tr> <td>25,000N/T～</td> <td>¥30</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">↓</p>	～1,000N/T	¥120	1,000～10,000N/T	¥90	10,000～25,000N/T	¥60	25,000N/T～	¥30	<p>2009/2010.4.1～</p>
	～1,000N/T	¥120								
	1,000～10,000N/T	¥90								
10,000～25,000N/T	¥60									
25,000N/T～	¥30									
<p>【2013.4.1～2018.3.31】</p> <p>対象事業者:船舶運航事業者(国交省に届出・報告をしている事業者)のみ 適用(拘束)期間:5年間 対象船舶:日本船舶(100N/T当たり1日当たりのみなし利益は上表と変わらず) 準日本船舶^{※1}(100N/T当たり1日当たりのみなし利益は日本船舶の1.5倍) ※1 準日本船舶:一定要件を満たした自社仕組船。対象となるのは日本船舶の増加隻数の3倍まで(但し日本船舶+準日本船舶で450隻が上限)。</p> <p>要件</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本船舶を9年間で3.2倍以上(新規加入者は5年間で2.2倍以上) 毎年度、日本船舶・準日本船舶ともに1隻当たり1名以上の日本人船員を養成 毎年度、日本船舶1隻当たり4人以上の日本人船員を確保 毎年度、準日本船舶1隻当たり2人以上の日本人海技者を確保 日本人船員を減少させない <p style="text-align: center;">↓</p>	<p>2013/2014.4.1～</p>									
<p>【2018.4.1～2023.3.31】(下線が2018年度より変更・追加)</p> <p>対象事業者:船舶運航事業者(国交省に届出・報告をしている事業者)のみ 適用(拘束)期間:5年間 対象船舶:日本船舶(100N/T当たり1日当たりのみなし利益は上表と変わらず) 準日本船舶^{※2}(100N/T当たり1日当たりのみなし利益は日本船舶の1.5倍) ※2 準日本船舶:一定要件を満たした自社仕組船および国内船主の海外子会社保有船。対象となるのは日本船舶の増加隻数の3倍まで(但し日本船舶+準日本船舶で450隻が上限)。</p> <p>要件</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本船舶を5年間で1.2倍以上(不況条項あり^{※3}) 毎年度、日本船舶・準日本船舶ともに1隻当たり1名以上の日本人船員を養成 毎年度、日本船舶1隻当たり4人以上の日本人船員を確保(やむを得ないと認められる場合に限り、船員に代えて5年以内の乗船履歴を有する海技士を計算可) 毎年度、準日本船舶1隻当たり2人以上の日本人海技者を確保 日本人船員を減少させない <p style="text-align: center;">※3 不況条項:取戻課税の要件(認定の取消)の前提となる勧告をしない「正当な理由」に歴史的な海運不況が発生した場合が含まれるものとする</p>	<p>2018/2019/2020.4.1～</p>									

令和 3 年度税制改正後の海運関係税制一覽

項目	制度の概要	適用期間
<p>2. 船舶の特別償却</p> <p style="color: blue; text-decoration: underline;">関係法令</p> <p>※ トン数税制適用事業者は利用不可</p>	<p>(1) 外航環境低負荷船 特償率: 日本船舶 17/100、外国船舶 15/100 要件: 近年の税制改正による見直しの状況は以下の通り (2015.4.1～) ・ 日本船舶・外国船舶共に対象を 1 万 GT 以上に限定 ・ EEDI 削減率を海防法関係省令で定める規制値より 2% 上乗せ (2015.1.1 以降契約船) ・ バラスト水処理装置の設置 (2015.4.1 以降契約船) (2015.9.1～) ・ 2015.9.1 以降に EEDI の規制対象となる船種について、海防法で定める規制値より 2% 上乗せ (2015.9.1 以降契約船) (2016.1.1～) ・ NOx3 次規制に伴う NOx 放出量削減型主機関の要件の改定 (2017.4.1～) ・ EEDI 削減率を海防法で定める規制値より 5% 上乗せ (2017.4.1 以降契約船) (2019.4.1～) ・ 特償率の引下げ (日本船舶 18→17% / 外国船舶 16→15%) ・ EEDI 削減率を海防法で定める規制値より 10% 上乗せ (2019.4.1 以降契約船) (2020.1.1～) ・ EEDI 削減率を海防法で定める規制値より 2% 上乗せ (2020.1.1 以降契約船) (2021.4.1～) ・ 「グレイウォータータンク」「ビルジプライマリータンク」の搭載必須化 (2021.4.1 以降契約船) ・ 自動車運搬船について、EEDI 削減率 22% に引き上げ (2021.4.1 以降契約船) ・ ガス運搬船 (15,000DWT 以上)、コンテナ船、一般貨物船、液化天然ガス運搬船、クルーズ船について、削減率を「IMO Phase3 条約値」より 2% 上乗せ (2022.4.1 以降契約船)</p> <p><u>(2) 特定先進低環境負荷船 (外航環境低負荷船のうち先進船舶として認められたもの)</u> 特償率: 日本船舶 20/100、外国船舶 18/100 要件: (1) 外航環境低負荷船の要件を満たしたうえ、以下の条件に合致するもの ・ 認定先進船舶導入等計画に記載された船舶 (認定申請書の提出が必要) ・ 2019.4.1 以後に建造に着手された船舶、あるいは同日以後に建造契約が結ばれた船舶 (※「建造に着手」された日とは「起工式又は船台搭載の予定期日」) ・ 認定を受けるための技術要件 (以下 7 項目のいずれか) を満たしていること ① スマートナビゲーションシステム ② 遠隔監視システム ③ ウエザールーテングシステム ④ 予防保全システム ⑤ 機関室統合ビルジシステム ⑥ 高延性鋼 ⑦ 耐食鋼</p> <p>(3) 内航環境低負荷船 特償率: 高度環境低負荷船 18/100、環境低負荷船 16/100 要件: H27 年度改正以降の追加要件等は以下の通り (2013.4.1～) ・ LED 照明器具、船舶自動識別装置、加水分解型摩擦抵抗低減塗料を有すること (2015.4.1～) ・ 航海支援システムを搭載した環境低負荷船の特償率を 18/100 に拡充 ・ バルバスバウまたはバルブレス船首船型の採用 ・ 熱効率改良装置の搭載 (2,000GT 以上の船舶) (2019.4.1～) ・ 船首方位制御装置 (2021.4.1～) ・ 衛星航法装置 ・ 対象から匿名組合契約等の目的である船舶貸渡業の用に供される船舶を除外</p>	<p>2021.4.1～ 2023.3.31</p>
<p>3. 特定資産の買換特例 (圧縮記帳制度)</p> <p style="color: blue; text-decoration: underline;">関係法令</p>	<p>船舶から船舶 (譲渡差益の 80% を圧縮記帳) 要件 (外航船舶): 近年の税制改正による見直しの状況は以下の通り (2014.4.1～) ・ バラスト水処理装置の設置 (2015.1.1 以降契約船および中古取得船) ・ 譲渡資産から船齢 25 年以上の船舶を除外 (2016.1.1～) ・ NOx3 次規制に伴う NOx 放出量削減型主機関の要件の改定</p>	<p>2020.4.1～ 2023.3.31</p>

令和3年度税制改正後の海運関係税制一覧

項目	制度の概要	適用期間								
	<p>(2017.4.1～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ トン数税制適用事業者の利用不可 <p>(2020.4.1～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 買換資産の船齢を「法定耐用年数以下」に制限 <p>要件(内航船舶): H26年度改正以降の追加要件は以下の通り</p> <p>(2014.4.1～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一定の主機関または推進装置、LED照明器具、船舶自動識別装置を有すること ・ サイドスラスターの設置(2,000GT以上の船舶は必須、未満の船舶は選択項目) ・ 譲渡資産から船齢25年以上の船舶を除外 <p>(2017.4.1～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バルバスバウまたはバルブレス船首船型の採用(2,000GT以上の船舶) <p>(2020.4.1～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 買換資産の船齢を「法定耐用年数以下」に制限 									
<p>4. 国際船舶に係る登録免許税の課税の特例</p> <p>関係法令</p>	<p>軽減後の税率(本則 4/1000)</p> <p>(1)所有権保存登記 新造又は外国法人から取得をする国際船舶(中古船)の所有権の保存登記 ・・・船舶価額の 3.5/1000</p> <p>(2)抵当権設定登記 国際船舶の建造又は取得のための資金の貸付け、または延払いによる債権の担保として設定される抵当権の登記 ・・・債権金額又は極度金額の 3.5/1000</p> <p>要件: H28年度改正以降の追加要件等は以下の通り</p> <p>(2016.4.1～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新造船、中古船ともに 10,000G/T 以上 ・ 中古船は寄港国検査(ポーステートコントロール)による拘留履歴がないこと ・ 中古船は従来の船齢制限を撤廃 	<p><u>2020.4.1～</u> <u>2022.3.31</u></p>								
<p>5. 国際船舶に係る固定資産税の課税の特例</p> <p>関係法令</p>	<p>課税標準</p> <p>1) 船舶</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">内航船舶</td> <td style="padding-left: 20px;">価格の 1/2</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">外航船舶</td> <td style="padding-left: 20px;">価格の 1/6</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">国際船舶</td> <td style="padding-left: 20px;">価格の 1/18</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">国際船舶のうち、海上運送法で認定された特定船舶</td> <td style="padding-left: 20px;">価格の 1/36</td> </tr> </table> <p>※特定船舶関連の情報(海事産業強化法概要・申請書類等)はこちら: 国土交通省HP</p>	内航船舶	価格の 1/2	外航船舶	価格の 1/6	国際船舶	価格の 1/18	国際船舶のうち、海上運送法で認定された特定船舶	価格の 1/36	<p>—</p> <p>—</p> <p>2021～</p> <p>2023年度分</p>
内航船舶	価格の 1/2									
外航船舶	価格の 1/6									
国際船舶	価格の 1/18									
国際船舶のうち、海上運送法で認定された特定船舶	価格の 1/36									
	<p>2) 外航用コンテナ 価格の 4/5</p>	恒久化								
<p>6. 特別修繕準備金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 修繕費用×事業年度の月数/60か月×3/4 ・ トン数税制適用事業者の新規積立は不可(2017.4.1～) 									
<p>7. 中小企業投資促進税制</p>	<p>対象事業者等:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資本金1億円以下の法人。但し、税額控除は資本金3千万円以下の法人のみ選択可 ・ 2019年度より、平均所得金額(前3事業年度の平均)が年15億円を超える事業年度については適用を停止 ・ 2021年度より、対象資産から匿名組合契約等の目的である事業の用に供するものを除外 <p>内航貨物船: 特別償却 22.5/100(取得価額の 75%×30/100) or 税額控除</p>	<p><u>2021.4.1～</u> <u>2023.3.31</u></p>								
<p>8. 地球温暖化対策税の還付措置</p>	<p>石油石炭税(2,040円/KL)に上乗せされている「地球温暖化対策のための税」の還付 (原油・石油製品)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(期間)</td> <td style="padding-left: 20px;">(税率)</td> <td style="padding-left: 20px;">(特例)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">2012.10.1～</td> <td style="padding-left: 20px;">2,290円/1KL</td> <td style="padding-left: 20px;">250円/KLの還付</td> </tr> </table>	(期間)	(税率)	(特例)	2012.10.1～	2,290円/1KL	250円/KLの還付	<p><u>2020.4.1～</u> <u>2023.3.31</u></p>		
(期間)	(税率)	(特例)								
2012.10.1～	2,290円/1KL	250円/KLの還付								

令和 3 年度税制改正後の海運関係税制一覧

項 目	制 度 の 概 要	適 用 期 間
	2014. 4. 1～ 2,540 円／1KL 500 円/KL の還付 2016. 4. 1～ 2,800 円／1KL 760 円/KL の還付 (～2020.3.31) 【還付対象】 内航海運、国内旅客船に係る軽油および重油	
9. 軽油引取税 船舶(日本籍船)への 免税措置	船舶・自動車などのエンジンの燃料に(動力源に)使用する軽油の購入者などにかかる税金でキロリットル(KL)当り 32,000 円が課される(地方税法附則(第 12 条の 2 の 8))。 船舶に対する課税は、H21 年度改正で道路特定財源(目的税)が廃止されたことに伴い従来からの課税免税根拠が失われたが、激変緩和措置として地方税法附則(第 12 条の 2 の 7)に基づき免税措置が講じられている。 ○内貨軽油(船舶の動力源に使用する場合) 外国籍船 : 輸出免税 日本籍外航船舶 : 地方税法附則(第 12 条の 2 の 7)に基づき免税措置 内航用 : 地方税法附則(第 12 条の 2 の 7)に基づき免税措置	2021.4.1～ 2024.3.31
10. とん税 特別とん税	(1) とん税 1 純トン (開港の入港毎) 16 円 (開港ごと 1 年分) 48 円 (2) 特別とん税 1 純トン 20 円 60 円 ※ 令和 2 年度税制改正において以下の特例措置が創設 欧州・北米航路に就航するコンテナ貨物定期船が国際戦略港湾(京浜港、阪神港、名古屋港および四日市港)に入港する際に 1 年分を一時に納付する場合の税率 (1) とん税 ===== 通常通り ===== (開港ごと 1 年分) 24 円 (2) 特別とん税 ===== 通常通り ===== 30 円	2020.10.1～ (当分の間)